

27公告第 17-1号

2016年2月24日

組合員各位

愛知県豊田市トヨタ町530番1

トヨタ関連部品健康保険組合

理事長 石川 晃



組合規約の一部変更について

当健康保険組合規約の一部(第3条)が、別紙のとおり変更になりますのでお知らせします。

以上

新旧条文対照表

新	旧
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第3条 この組合は、次に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定によりこの組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を、組合員の範囲とする。</p> <p>(1)トヨタ自動車の部品製造を主たる業とする協豊会会員会社、もしくは主要なトヨタグループ各社に対し売上依存度が70%以上である事業所、及びそれらの系列事業所</p> <p style="padding-left: 20px;">〈定義〉</p> <p style="padding-left: 40px;">①トヨタグループ各社</p> <p style="padding-left: 40px;">トヨタ自動車と製造分野で直接・間接に取引がありグループと評価できる範囲。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="padding-left: 20px;">トヨタ自動車並びにその100%子会社、豊田自動織機、デンソー、アイシン、愛知製鋼、ジェイテクト、トヨタ紡織、愛三工業、豊田合成、ダイハツ、日野自動車、をいう。</p> </div> <p style="padding-left: 20px;">②売上依存度</p> <p style="padding-left: 40px;">上記トヨタグループ各社との編入申請直近の売上高が合計で年間10億円以上で、かつ事業所売上高の70%を占めていること。</p> <p>(2)事業所の事業主に使用されている者の過半数が、<u>組合の被保険者であった者</u>で占められている事業所</p> <p>(3)組合を構成している事業主、または被保険者で組織されている団体の事務所</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p style="padding-left: 20px;">この規約は、平成28年3月1日から施行する。</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第3条 この組合は、次に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定によりこの組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を、組合員の範囲とする。</p> <p>(1)トヨタ自動車の部品製造を主たる業とする協豊会会員会社、もしくは主要なトヨタグループ各社に対し売上依存度が70%以上である事業所、及びそれらの系列事業所</p> <p style="padding-left: 20px;">〈定義〉</p> <p style="padding-left: 40px;">①トヨタグループ各社</p> <p style="padding-left: 40px;">トヨタ自動車と製造分野で直接・間接に取引がありグループと評価できる範囲。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="padding-left: 20px;">トヨタ自動車並びにその100%子会社、豊田自動織機、デンソー、アイシン、愛知製鋼、ジェイテクト、トヨタ紡織、愛三工業、豊田合成、ダイハツ、日野自動車、をいう。</p> </div> <p style="padding-left: 20px;">②売上依存度</p> <p style="padding-left: 40px;">上記トヨタグループ各社との編入申請直近の売上高が合計で年間10億円以上で、かつ事業所売上高の70%を占めていること。</p> <p>(2)組合を構成している事業主、または被保険者で組織されている団体の事務所</p>